

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月22日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー
(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンドリュー・マック
(Director, Andrew Mack)
取締役 ウィリアム・ジョーンズ
(Director, William Jones)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ通り
6B番
(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 坂田 絵里子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐々木 弘 造
弁護士 山崎 寛也
弁護士 藤田 元 康
弁護士 坂田 絵里子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03(6212)1200

**【届出の対象とした募集(売出)
外国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】** モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー
(Morgan Stanley Money Market Family)
米ドル・ファンド

**【届出の対象とした募集(売出)
外国投資信託受益証券の金額】** 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発
行・募集される。
上限見込額は以下のとおりとする。
米ドル・ファンド 30億米ドル(約2,955億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」と
いう。)の円貨換算は、便宜上、平成25年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=98.51円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(Morgan Stanley Money Market Family)の約款および英文目論見書が2014年7月22日付で変更されたことにより、平成25年12月26日に提出した有価証券届出書(平成26年5月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項に変更が生じたので、本訂正届出書をもって訂正いたします。

2 【訂正の内容】

(注) 訂正箇所は下線または縦線を付して表示しております。

第一部 証券情報

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

(前 略)

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー

(以下「モルガン・スタンレーMUF G証券」という。)

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

(以下「モルガン・スタンレーMUF G証券」という。)

(後 略)

(12)その他

<訂正前>

(前 略)

3 日本以外の地域における発行

(中 略)

トラストは、パート 投資信託として設定されており、当ファンドを含むトラストの受益証券につき、ルクセンブルグ以外の欧州連合加盟国では公衆に対する販売活動は行われぬ。

<訂正後>

(前 略)

3 日本以外の地域における発行

(中 略)

ただし、欧州経済領域またはその一部に住所を有する者もしくは登記された組織に対するファンド証券の販売活動は行われない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前 略)

2012年10月1日 トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

<訂正後>

(前 略)

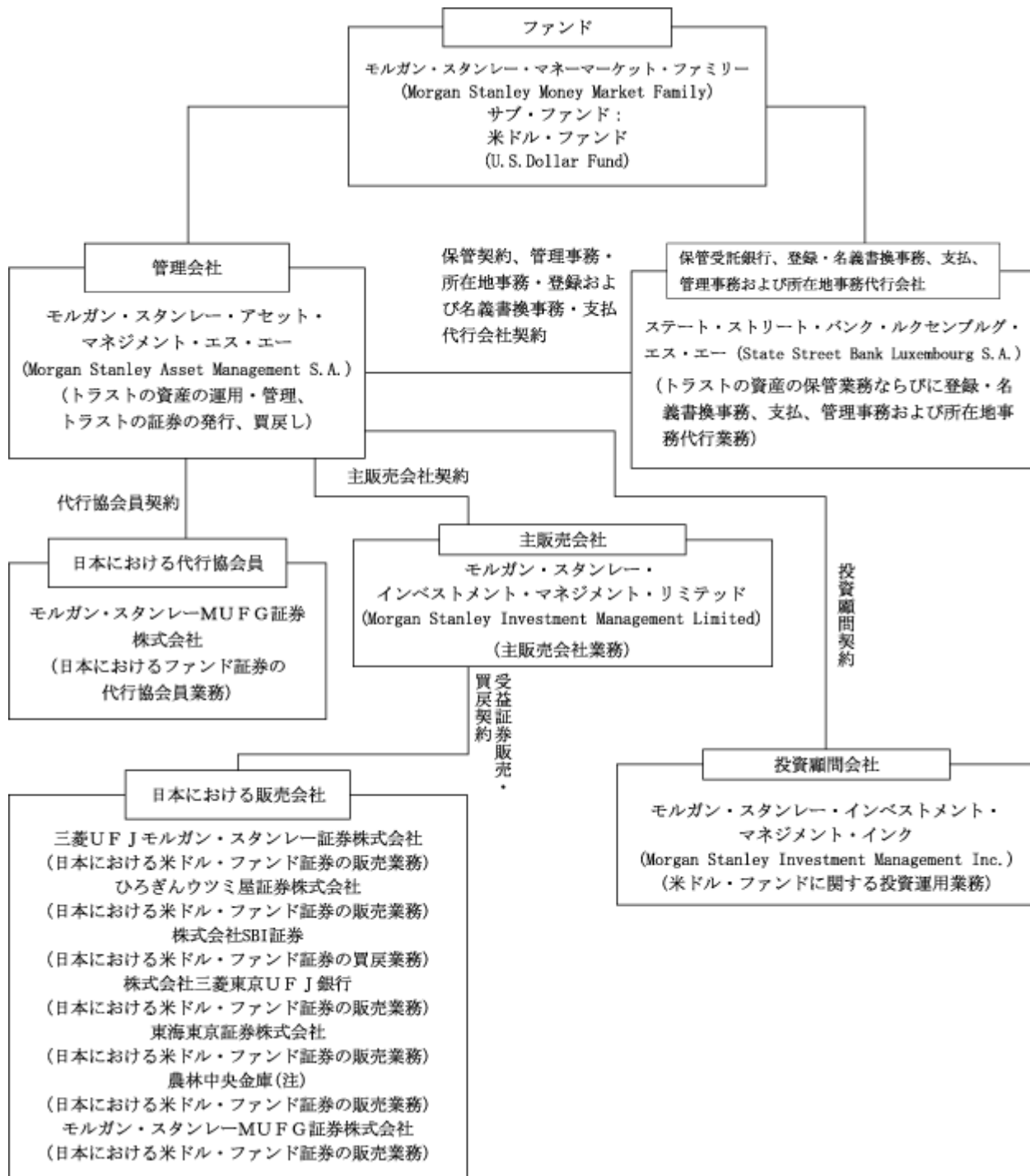
2012年10月1日 トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

2014年7月22日 トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー (Morgan Stanley Asset Management S.A.)	管理会社	約款に基づき、トラスト資産の運用・管理、トラストの証券の発行・買戻し業務を行う。
ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー (State Street Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社	1997年6月20日付保管契約(注1)ならびに同日付管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約(注2)に基づき、トラスト資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク (Morgan Stanley Investment Management Inc.)	投資顧問会社	1997年6月20日付投資顧問契約(注3)に基づき、米ドル・ファンドに関する投資運用業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Morgan Stanley Investment Management Limited)	主販売会社	管理会社との間の主販売会社契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関連する業務等、主販売会社としての業務を行う。
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	日本における代行協会員	米ドル・ファンドの受益証券に関する1997年6月20日付代行証券会社契約(注4)に基づき、日本における代行協会員業務を行う。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社 株式会社SBI証券 株式会社三菱東京UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注6) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注5)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

(注1) 保管契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引き渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約とは、管理会社によって任命された登録および名義書換事務・支払・管理事務・所在地事務代行会社がファンド証券の発行、買戻事務の代行、純資産価格の計算および記帳等ファンドの管理事務を行うことを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

(注4) 代行証券会社契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

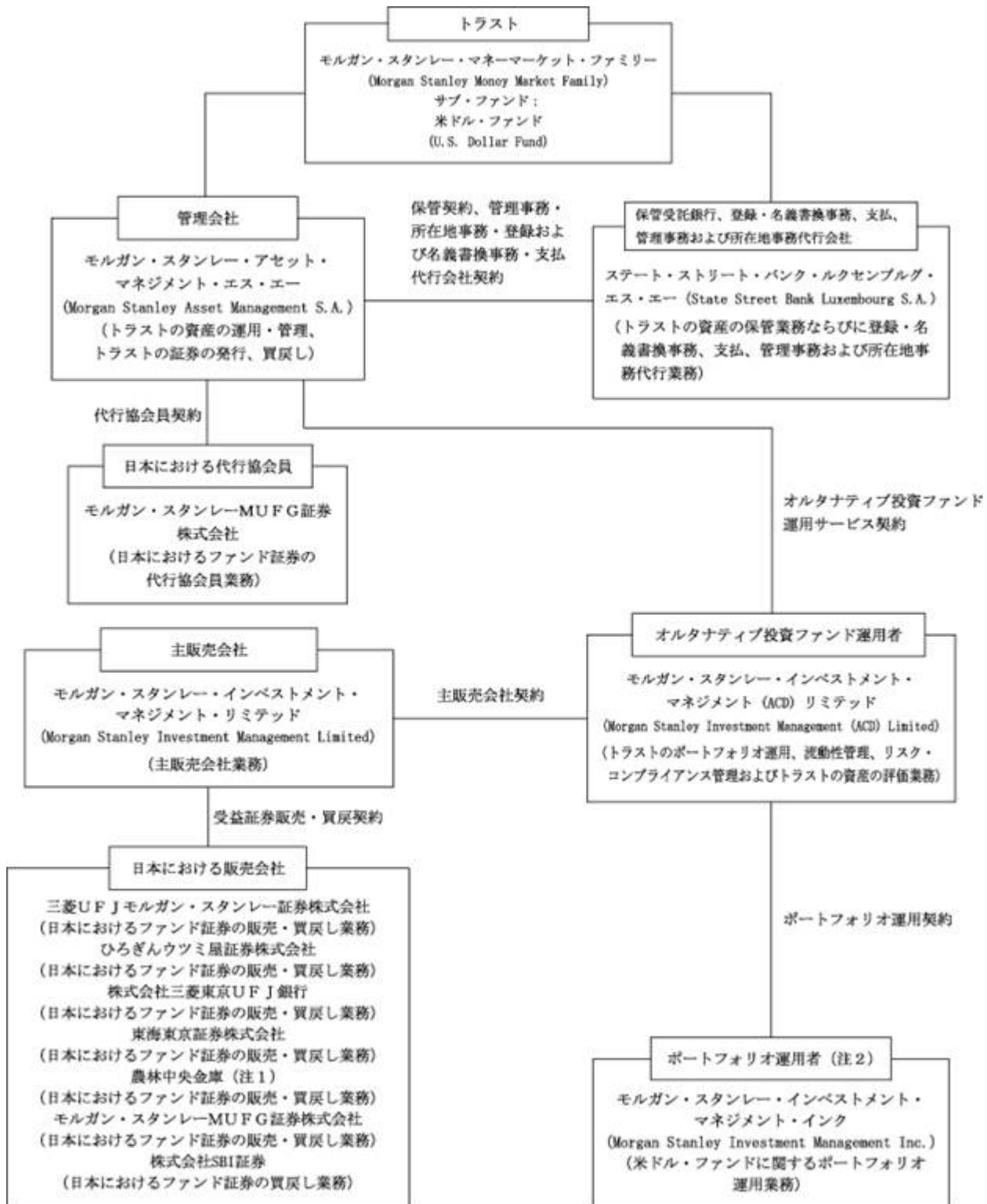
(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。

(注6) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

(後 略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

(注2) ポートフォリオ運用者として任命される以前は投資顧問会社として任命されていた。そのため、本書において、ポートフォリオ運用者としての任命以前の記載に関しては、便宜上「投資顧問会社」と呼ぶことがある。

管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー (Morgan Stanley Asset Management S.A.)	管理会社	約款に基づき、トラスト資産の運用・管理、トラストの証券の発行・買戻し業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッド (Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)	オルタナティブ投資ファンド運用者	オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約(注1)の規定に基づき、管理会社により任命され、トラストのポートフォリオ運用、流動性管理、リスク・コンプライアンス管理およびトラスト資産の評価業務を行う。
ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー (State Street Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社	保管契約(注2)ならびに管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約(注3)に基づき、トラスト資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク (Morgan Stanley Investment Management Inc.)	ポートフォリオ運用者	ポートフォリオ運用契約(注4)に基づき、ファンドのポートフォリオ運用業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Morgan Stanley Investment Management Limited)	主販売会社	オルタナティブ投資ファンド運用者との間の主販売会社契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関連する業務等、主販売会社としての業務を行う。
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	日本における代行協会員	米ドル・ファンドの受益証券に関する1997年6月20日付代行証券会社契約(注5)に基づき、日本における代行協会員業務を行う。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注7) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注6)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

(注1) オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約とは、管理会社によって任命されたオルタナティブ投資ファンド運用者がポートフォリオ運用、リスク管理、流動性管理等の業務を行うことを約する契約である。

(注2) 保管契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引き渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約とは、管理会社によって任命された登録および名義書換事務・支払・管理事務・所在地事務代行会社がファンド証券の発行、買戻事務の代行、純資産価格の計算および記帳等ファンドの管理事務を行うことを約する契約である。

(注4) ポートフォリオ運用契約とは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって任命されたポートフォリオ運用者が、ファンドのポートフォリオ運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

- (注5) 代行証券会社契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。
- (注7) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

(後 略)

(4) ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約(約款)によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。2011年1月1日以降、トラストは投資信託に関する2010年12月17日法のパート に服する。トラストのサブ・ファンドである米ドル・ファンドの受益証券は、需要に応じて、またルクセンブルグ法ならびに約款に従い、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で販売され、またトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)の要求に応じて、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

(中 略)

準拠法

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグ法である。

また、トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法、大公令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSFS」という。)の命令および通達等の規則に従っている。

<訂正後>

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約(約款)によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ形式による契約型投資信託である。2011年1月1日以降、トラストは投資信託に関する2010年12月17日法のパート に服する。トラストのサブ・ファンドである米ドル・ファンドの受益証券は、需要に応じて、またルクセンブルグ法ならびに約款に従い、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で販売され、またトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)の要求に応じて、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

(中 略)

準拠法

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグ法である。

また、トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法、大公令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSFS」という。)の命令および通達等の規則に従っている。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、CSFSの監督に服している。

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

ルクセンブルグにおける開示

(中 略)

□ 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において受益者はこれを無料で入手することができる。

なお、約款の全文(その変更を含む)はルクセンブルグの商業および法人登記所において閲覧することができる。目論見書および約款の変更ならびに受益者に対する通知は、ルクセンブルグ法に基づく公告に加えて、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞に公告されることがある。目論見書はウェブサイトで交付することができる。ただし、いかなる場合も、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供されるものとする。

(後 略)

<訂正後>

ルクセンブルグにおける開示

(中 略)

□ 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において受益者はこれを無料で入手することができる。

報告書にはファンドに関する個別の情報とトラストに関する総合的な情報が含まれる。年次報告書は、貸借対照表、損益計算書、ファンドの資産構成明細表、監査人の報告書、活動報告書、活動の記載対象期間中に生じたすべての重要な変更に係る通知、その非流動性により特別措置の対象となるファンド資産の比率（かかる資産がファンドによって保有されている場合）、さらには既存の特別措置の概要、ファンドの流動性管理に係る新規の取決め、ファンドの現在のリスク特性、利用されているリスク管理システムおよび活動中にスタッフに対してオルタナティブ投資ファンド運用者から支払われた報酬レベルに関する情報が含まれる。受益者に対して定期的に開示することが義務付けられている情報（ファンドの流動性に関する特別措置または新規の取決め、ファンドのリスク特性およびリスク管理、ファンドのために活用されるレバレッジの最大限度額、転担保権、レバレッジの取決めに基づき付与された保証および活用しているレバレッジの総額等）はディスクロージャー・レターによって受益者に開示される。

トラストまたは管理会社に関して公表されるべきその他の財務情報は、ファンドの受益証券の日々の純資産価格および当該評価の停止を含め、管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において公表される。

ファンドの純資産価格、発行価格および買戻価格ならびに過去の運用実績は、管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載される住所宛に送付される。

なお、約款の全文(その変更を含む)はルクセンブルグの商業および法人登記所において閲覧することができる。目論見書および約款の変更ならびに受益者に対する通知は、ルクセンブルグ法に基づく公告に加えて、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞に公告されることがある。目論見書はウェブサイトで交付することができる。ただし、いかなる場合も、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供されるものとする。

(後 略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前 略)

有価証券は、スタンダード&プアーズもしくはムーディーズによりA格以上の格付けを有するか、またはその他の国際的に認知された格付機関により同様に評価されるか、または管理会社もしくはその任命する代行会社が同様の信用力を有すると決定した発行体の債務証券である場合に格付の高いものであるとみなされる。

(中 略)

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証券を売却しない。買戻し条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

(中 略)

欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)の2010年5月19日付ガイドライン10-049の定めにより、ファンドは短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。ファンドは、上記のファンドの投資対象で詳述されたように、デリバティブおよび/または譲渡性のある債券以外の金融商品に投資を行う予定はない。

ファンドは短期の加重平均満期および加重平均残存年限を維持するため、ファンドへの投資は、ファンドが長期の加重平均満期または加重平均残存年限を維持する場合と違い、損失のリスクは低く投資家へのリターンが見込まれると期待されている。

<訂正後>

（前 略）

有価証券は、スタンダード&プアーズもしくはムーディーズによりA格以上の格付けを有するか、またはその他の国際的に認知された格付機関により同様に評価されるか、または管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはその任命する代会社が同様の信用力を有すると決定した発行体の債務証券である場合に格付の高いものであるとみなされる。

（中 略）

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と売戻条件付契約(逆現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証券を売却しない。買戻し条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

（中 略）

欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会（CESR）の2010年5月19日付ガイドライン10-049の定めにより、ファンドは短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。ファンドは、上記のファンドの投資対象で詳述されたように、デリバティブおよび/または譲渡性のある債券以外の金融商品に投資を行う予定はない。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えないものとする。

受益者は、該当する場合、レバレッジの最大水準に対する変更を定期的に通知されるものとする。

本書においてレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約もしくは売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

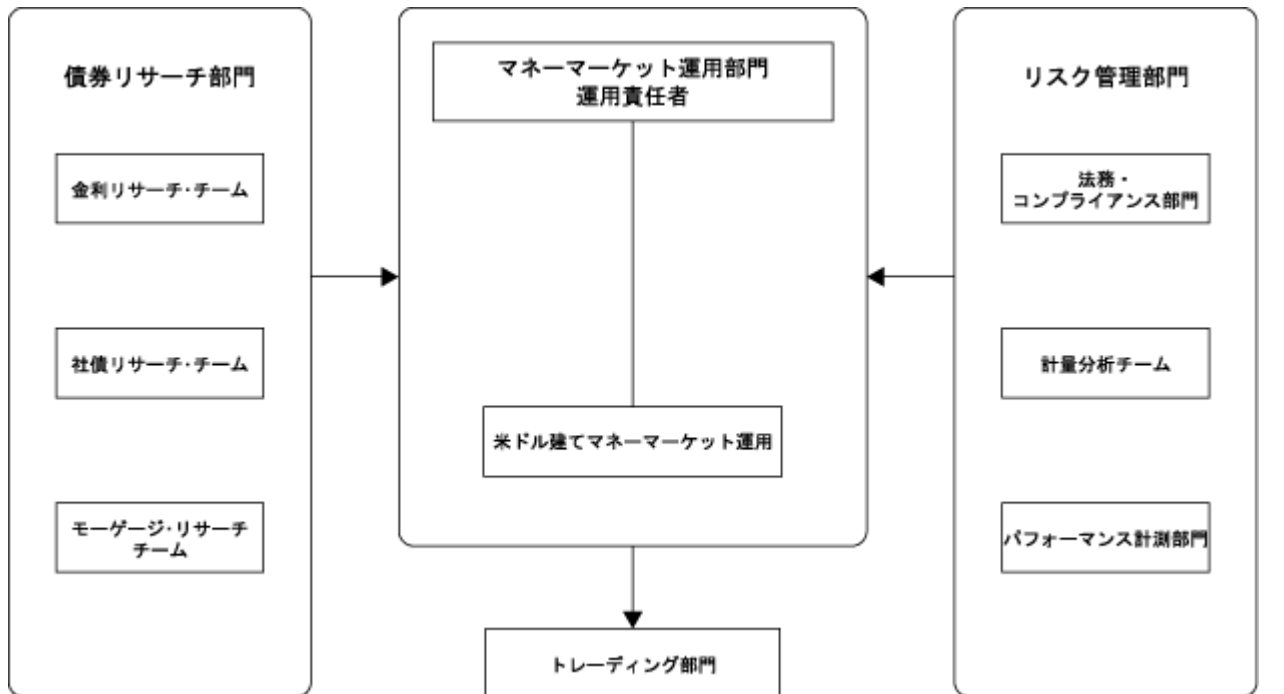
ファンドは短期の加重平均満期および加重平均残存年限を維持するため、ファンドへの投資は、ファンドが長期の加重平均満期または加重平均残存年限を維持する場合と違い、損失のリスクは低く投資家へのリターンが見込まれると期待されている。

管理会社の取締役会は、CSFSの事前承認を条件として、ファンドの投資目的および方針、ならびに投資制限を修正する権利を有する。この場合、ファンドの受益者は、修正の効力発生日以前に通知され、買戻手数料を負担せずに自身の受益証券の買戻しを請求し、または可能な場合には、自身の受益証券を、別のサブ・ファンドの同一クラスもしくは別クラスの受益証券に転換する権利が与えられる。トラストの約款および目論見書は、管理会社の取締役会によって決定された修正を反映するために更新される。

(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社は、ファンドの資産の運用を投資顧問会社に委託している。投資顧問会社における運用体制は、以下の通りである。



米ドル建てマネーマーケット運用はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)のマネーマーケット運用チームが担当する。

本ファンドの運用に当たっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの債券リサーチ部門からの情報を活用する。また、証券の売買については、運用部門から組織的に独立したトレーディング部門がこれを執行する。さらに、リスク管理に関しては、リスク管理部門が、多面的な見地から定期的に運用に係るリスクを監視する。

<訂正後>

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理を担当する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、特定の流動性管理、コンプライアンス管理のサービス、および管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをオルタナティブ投資ファンド運用者指令(以下「AIFMD」という。)の規定に従って提供する。なお、目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に従う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのポートフォリオ運用業務の枠組みにおいて、管理会社の取締役会と協力してトラストおよびファンドの目的、方針、戦略および投資制限の詳細を決定する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの投資目的を達成することを目指して一任的に投資決定を行い、トラストの資産を運用する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのポートフォリオ運用業務のすべてまたは一部を、自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に関するすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのリスク管理業務のすべてまたは一部を自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドについて、投資戦略、流動性プロファイル、および買戻し方針との間の整合性を確保する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻し請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、正味買戻し額が特定の限度額を超えた場合には買戻しが繰り延べられる可能性がある。流動性管理方針はオルタナティブ投資ファンド運用者が少なくとも年に1回は見直しを行い、場合によっては更新する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのために注文を執行する際または執行注文を出す際に可能な限り最良の結果を得るため、最良執行方針を採用している。受益者は、請求によりオルタナティブ投資ファンド運用者から最良執行方針についての情報を得ることができる。

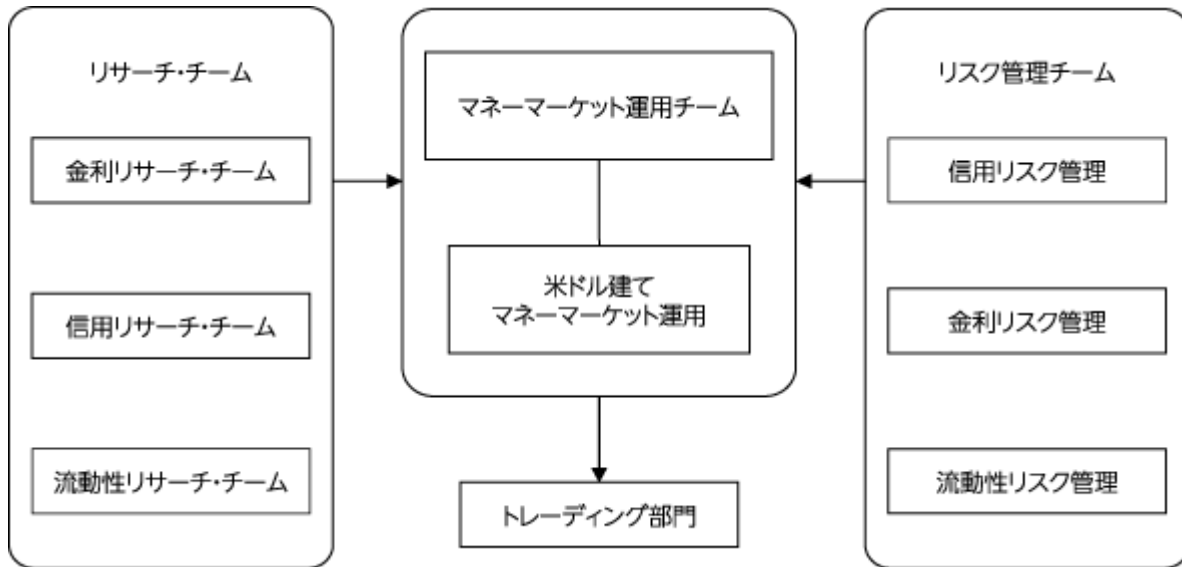
オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産に関して議決権戦略を採用している。この方針の概要およびかかる方針に基づいて行われた行為の詳細は、請求によってオルタナティブ投資ファンド運用者から入手できる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、その意思決定手続きおよび自身の組織構造が受益者の公正な取り扱いを確保するものであるよう努める。オルタナティブ投資ファンド運用者は、受益者が継続的に公正かつ衡平に取り扱われることを確保するものとする。どの受益者に対しても優先的取り扱いは認められないものとする。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストに関する日々の特定のポートフォリオ運用業務をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「ポートフォリオ運用者」という。)に委託している。

ポートフォリオ運用者はポートフォリオ運用者として行為し、オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督とAIFMDの規定に従い、ファンドの資産の投資および再投資に関する投資一任業務を行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督に従って行われるポートフォリオ運用者における運用体制は、以下の通りである。



米ドル建てマネーマーケット運用はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのマネーマーケット運用チームが担当する。

ファンドの運用に当たっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのリサーチ・チームからの情報を活用する。組入証券の売買については、マネーマーケット運用チームから組織的に独立したトレーディング部門が執行する。オルタナティブ投資ファンド運用者が行っている独自のリスク管理に加えて、ポートフォリオ運用者のリスク管理業務が投資プロセスの一部に組み込まれている。

(4) 配分方針

<訂正前>

管理会社は、ファンド証券の一口当り純資産価格を1米セント(以下「基準価格」という。)に維持するために必要な額の分配を日々行う。新たに発行されるファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日(支払日)(当日を含む。)から買戻請求の受渡日(清算日)(当日を除く。)の期間について、分配金が発生する。毎月の最終ファンド取引日に、当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される一口当りの純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。もし、販売会社または販売ディーラーが受益者のために登録・名義書換事務代行会社にそのように指示した場合、分配金は、これに代わり、関連するファンドの前記最終ファンド取引日の翌ファンド取引日に、支払いをなすことが要求された国において適用される為替規則に従い、小切手または銀行送金により支払われる。

(後 略)

<訂正後>

管理会社は、ファンド証券の一口当り純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々行う。新たに発行されるファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日(支払日)(当日を含む。)から買戻請求の受渡日(清算日)(当日を除く。)の期間について、分配金が発生する。毎月の最終ファンド取引日に、当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される一口当りの純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。もし、販売会社または販売ディーラーが受益者のために登録・名義書換事務代行会社にそのように指示した場合、分配金は、これに代わり、関連するファンドの前記最終ファンド取引日の翌ファンド取引日に、支払いをなすことが要求された国において適用される為替規則に従い、小切手または銀行送金により支払われる。

(後 略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(前 略)

13 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契約を取得もしくは締結することができない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 当該取引が定期的に行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。

ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができる。

(b) ファンドの一通貨建の取引が原則として同一通貨建の資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、この制限は、ファンド受益証券の通貨の価値を維持する目的のヘッジ取引には適用されない。ただし、当該取引コストがファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、(同一の取引対象に関する)クロス取引により関係通貨を買付けることができる。

(中 略)

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の権利に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

13 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契約を取得もしくは締結することができない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 当該取引が定期的に行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。

ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができる。

(b) ファンドの一通貨建の取引が原則として同一通貨建の資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、この制限は、ファンド受益証券の通貨の価値を維持する目的のヘッジ取引には適用されない。ただし、当該取引コストがファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、(同一の取引相手方を通じて締結する)クロス取引により関係通貨を買付けることができる。

(中 略)

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の権利に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

ルクセンブルグでは、2009年6月4日法を通じて国連のクラスター弾に関する条約が批准、発効された。この法律に基づき、すべての法人、事業または企業体は、故意にクラスター弾に係る資金提供を行うことが禁止されている。したがって、管理会社は、トラストを代理して、クラスター弾および子弾の製造を含む事業を行う企業に対する投資を禁止するために策定された方針を採用している。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

(後 略)

3 投資リスク

<訂正前>

市場リスク：ファンドが投資する有価証券は、市場変動リスクおよびその他の短期債務および商品に固有のリスクを負う。これらの有価証券の価額およびその収益により受益証券の価格は下落することもあり、投資者は、投資した元本を回収できないことがある。

信用リスク：ファンドが投資する証券で、政府または政府関連機関により発行されている証券のすべてが、当該政府の明示的かつ完全な信用により裏付けられているものではない。当該政府がこのような裏付けを行っていない場合、結果的にファンドが損失を被り、受益証券一口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。

証券、買戻条件付売買契約および先渡契約の取引について、ファンドは、原則として、証券の発行者について、また取引する相手方について、取引が不履行となるリスクを負っている。債務超過、破産またはその他の原因による当該不履行または拒絶により、ファンドは相当の損失を被ることがあり得る。

ファンドは、ファンドが取引所内外で取引を行う相手方当事者またはこれらを仲介して取引を行うブローカーおよびディーラーならびに取引所の信用リスクを負っている。当該当事者の不履行の場合、ファンドは、ファンドの財産に関して、当該当事者の債権者および顧客のすべてに対し分配のため提供される財産につき持分比例分しか回収できないことがある。

政治的リスクおよび規制上のリスク：ファンド資産の価値は、国際的な政治経済的展開ならびに、市況の変動、政府方針の変更ならびに規制上および税金上の変更等の不確定要素により悪影響を受けることがある。

為替変動リスク：米ドル・ファンドは米ドルを基準通貨としている。したがって、円から投資した場合には、外国為替変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがある。

課税：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税金リスクに注意しなければならない。

リスク管理体制

マネーマーケット運用は元本の保全を主目的としているため、リスク管理は、組入れ債券の信用リスクおよび金利リスクに重点が置かれている。リスク管理に際しては、ポートフォリオ・マネージャーのみならず、法務・コンプライアンス部門等を加えたチェック体制を構築している。

<訂正後>

ファンドは、米ドル建ての債券等に投資する。そのため、金利変動等による組入債券価格の下落や、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等により純資産価格が下落し、投資元本を割り込み損失を被ることがある。また、ファンドの純資産価格は外貨建てで算出されるため、為替変動により投資元本を割り込み損失を被ることがある。したがって、投資元本は保証されているものではなく、損失を被ることがある。投資信託は預貯金と異なる。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属する。

ファンドが有する主なリスク(これらに限定されるものではない。)

金利変動リスク：市場金利の変動により、証券価格は変動する。金利が上昇した場合債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格が下落する要因となる。また、金利が下落した場合、短期金融商品からの収益(受取利息)が減少する要因となる。

為替変動リスク：ファンドは米ドルを基準通貨としている。したがって、円から投資した場合には、外国為替変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがある。

信用リスク：ファンドが投資する証券で、政府または政府関連機関により発行されている証券のすべてが、当該政府の明示的かつ完全な信用により裏付けられているものではない。当該政府がこのような裏付けを行っていない場合、結果的にファンドが損失を被り、ファンド証券1口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。

証券、買戻条件付売買契約および先渡契約の取引について、ファンドは、原則として、証券の発行者について、また取引する相手方について、取引が不履行となるリスクを負っている。債務超過、破産またはその他の原因による当該不履行または拒絶により、ファンドは相当の損失を被ることがあり得る。

ファンドは、ファンドが取引所内外で取引を行う相手方当事者またはこれらを仲介して取引を行うブローカーおよびディーラーならびに取引所の信用リスクを負っている。当該当事者の不履行の場合、ファンドは、ファンドの財産に関して、当該当事者の債権者および顧客のすべてに対し分配のため提供される財産につき持分比例分しか回収できないことがある。

市場リスク：ファンドが投資する有価証券は、市場変動リスクおよびその他の短期債務および商品に固有のリスクを負う。これらの有価証券の価額およびその収益により受益証券の価格は下落することもあり、投資者は、投資した元本を回収できないことがある。

政治的リスクおよび規制上のリスク：ファンド資産の価値は、国際的な政治経済的展開ならびに、市況の変動、政府方針の変更ならびに規制上および税金上の変更等の不確定要素により悪影響を受けることがある。

税務リスク：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税務リスク(FATCAその他の外国課税規制に係るリスクを含む)に注意しなければならない。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はない。

リスク管理体制

マネーマーケット運用は元本の保全を主目的としているため、リスク管理は、組入債券の信用リスクおよび金利リスクに重点が置かれている。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に係るすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのリスク管理業務のすべてまたは一部を自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドの資産から四半期毎に3,750米ドルの管理報酬を受領する権利を有する。

投資顧問会社は、ファンドの資産からファンドの日々の純資産総額の平均額の0.25%の年率による報酬から3,750米ドルを差引いた投資顧問報酬を各四半期末に後払いで受領する権利を有する。

投資顧問会社、ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドの純資産が十分でなくなった場合、ファンドの運用に報酬が及ぼす負担を軽減するために、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができる。半期中に請求される報酬は、継続的な報告書に開示される。

投資顧問会社は、この報酬の一部を放棄することに自発的に同意しているため、2013年8月31日に終了した年度中に、米ドル・ファンドは日々の平均純資産額の0.18%を請求されるにとどまった。

(後 略)

<訂正後>

管理報酬、オルタナティブ投資ファンド運用者報酬およびポートフォリオ運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から四半期毎に3,750米ドルの管理報酬を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から毎月支払われるファンドの純資産総額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、当該四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の0.25%の年率による報酬から3,750米ドルを差引いたポートフォリオ運用報酬を各四半期末に後払いで受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。

管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者は、販売会社、ディーラー、もしくは管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者の職務遂行に当たり支援を提供し、または管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者もしくはファンドの受益者に対して直接もしくは間接的にサービスを提供するその他の企業に対して、クラスに関連した管理報酬の一部を支払うことができる。

ポートフォリオ運用者および新設のサブ・ファンドに関連して将来的に任命される可能性のあるその他のポートフォリオ運用者、ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドの純資産が十分でなくなった場合、ファンドの運用に報酬が及ぼす負担を軽減するために、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができる。半期中に請求される報酬は、継続的な報告書に開示される。

オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、その報酬から特定の受益者に一定の割戻金または払戻金を支払うことを選択し、および/または、ファンドに関する非公開情報を入手する機会を与えるか、もしくは流動性条件の拡大を認めるなど、ファンドの受益者の持分および/もしくはその他の適切な客観的基準に基づき、特定の受益者とその他の取決めを行うことができる。取締役、オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者は、ルクセンブルグ法および日本法を含むその他の適用ある法律に従って、ファンドの他の受益者が重大な不利益を被らないと認める場合に限り、かかる条件を申し出る。

なお、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、上記については適用がない。

投資顧問会社は、この報酬の一部を放棄することに自発的に同意しているため、2013年8月31日に終了した年度中に、米ドル・ファンドは日々の平均純資産額の0.18%を請求されるにとどまった。

(後 略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

ホ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用(これについては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。)。

(中略)

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、資産の順序で控除される。経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。

第16会計年度中、ファンドはその他費用として14,745米ドルを支払った。

<訂正後>

(前略)

ホ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者または保管受託銀行が負担した法律関係費用(これについては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。)。

(中略)

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、資産の順序で控除される。経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。

ファンドの資産から管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、その他代理人またはファンドへのサービス提供者に対して支払われる報酬を含む、ファンドの総経費率は、最大で純資産価額の1%の予定である。ファンドが投資する集団投資スキームの報酬、費用および手数料、成功報酬、取引費用、その他の取引手数料は、この計算から除外されている。

第16会計年度中、ファンドはその他費用として14,745米ドルを支払った。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前 略)

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

< 訂正後 >

(前 略)

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

< 平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記 >

- (1) 平成28年1月1日以後、受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 日本の個人受益者が平成28年1月1日以後に支払を受けるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)
- (3) 日本の個人受益者について平成28年1月1日以後に生じるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益は、一定の条件に基づき、上場株式等に係る譲渡損益・配当等との損益通算等が可能である。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(イ)海外における販売

（中 略）

各クラス受益証券の一口当りの発行価格は、各クラス受益証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做されたファンド取引日に決定される一口当たりの純資産価格である。管理会社は、分配方針に基づき、合理的に可能な限り、一口当り純資産価格を常に各クラス受益証券の基準価格に維持するように努力する。

（中 略）

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国々の法令を遵守することを意図している。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、永続的に中止または制限することができる。

（中 略）

管理会社は、サブ・ファンドの基準価格を維持するよう最大の努力を行うが、サブ・ファンドの一口当り純資産価格が基準価格を下回った場合に、当該サブ・ファンドのファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

(ロ)日本における販売

（中 略）

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書等を交付する。代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、ファンド受益証券の基準通貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のファンド受益証券の基準通貨の預金口座への振込みによりファンド受益証券の基準通貨で支払うこともできる。

（中 略）

管理会社は、サブ・ファンドの基準価格を維持するよう最大の努力を行うが、サブ・ファンドの一口当り純資産価格が基準価格を下回った場合に、当該サブ・ファンドのファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

<訂正後>

(イ)海外における販売

（中 略）

各クラス受益証券の一口当りの発行価格は、各クラス受益証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做されたファンド取引日に決定される一口当たりの純資産価格である。管理会社は、分配方針に基づき、合理的に可能な限り、一口当り純資産価格を常に1米セントに維持するように努力する。

（中 略）

管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、永続的に中止または制限することができる。

（中 略）

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

(ロ)日本における販売

（中 略）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対しては、販売取扱会社により取引報告書等が交付される。代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、ファンド受益証券の基準通貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のファンド受益証券の基準通貨の預金口座への振込みによりファンド受益証券の基準通貨で支払うこともできる。

（中 略）

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

2 買戻し手続等

<訂正前>

(イ)海外における買戻し

(中 略)

受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しを請求した場合、別途指示のない限り、当該受益者が最初に購入したファンド証券の買戻しが請求されたものと見做される。その分配金は各月の当該ファンドの最終ファンド取引日に再投資されてファンド証券が発行される。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

あるファンド取引日(「関係取引日」)においてかかる関係取引日におけるファンドの発行済受益証券総数の10%を越える当該ファンドの受益証券数についての買戻請求が受領された場合、管理会社は全ての買戻請求を10%の水準を越えないように等しい割合で繰り越すことができる。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、その後に受領される買戻請求に優先して効力を生じる。

(中 略)

管理会社は、ファンド証券の各クラスの一口当りの純資産価格を基準価格に維持するよう最善の努力を行うが、買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格に応じ、買付時の価格より高くなることも低くなることもあり得る。

(後 略)

<訂正後>

(イ)海外における買戻し

(中 略)

受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しを請求した場合、別途指示のない限り、当該受益者が最初に購入したファンド証券の買戻しが請求されたものと見做される。その分配金は各月の当該ファンドの最終ファンド取引日に再投資されてファンド証券が発行される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために、適切な流動性管理システムおよび手続きを導入しており、以下に記載のとおりファンドが目論見書と約款の規定に従って、受益者の買戻請求に応じることができるようにする。

あるファンド取引日(「関係取引日」)においてかかる関係取引日におけるファンドの発行済受益証券総数の10%を越える当該ファンドの受益証券数についての買戻請求が受領された場合、管理会社は全ての買戻請求を10%の水準を越えないように等しい割合で繰り越すことができる。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、その後に受領される買戻請求に優先して効力を生じる。

(中 略)

管理会社は、ファンド証券の各クラスの一口当りの純資産価格を1米セントに維持するよう最善の努力を行うが、買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格に応じ、買付時の価格より高くなることも低くなることもあり得る。

(後 略)

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

(イ)純資産価格の決定

(中 略)

各ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の一口当り純資産価格を基準価格で安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社により、またはその指示により適宜見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく一口当り純資産価格の決定が含まれる。受益証券の一口当りの純資産価格を基準価格に維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。当該クラス受益証券の各受益者は、ファンドへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做される。

(中 略)

あるファンド取引日において、通信手段の一時的な途絶やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、一口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前のファンド取引日に決定された純資産価格および一口当り分配金を使用することを決定することができる。

異常事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

(後 略)

<訂正後>

(イ)純資産価格の決定

(中 略)

各ファンドは、合理的に可能な範囲で、一定の金額による発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の一口当り純資産価格を安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社により、またはその指示により適宜見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく一口当り純資産価格の決定が含まれる。受益証券の一口当りの純資産価格を一定に維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。当該クラス受益証券の各受益者は、ファンドへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做される。

(中 略)

あるファンド取引日において、通信手段の一時的な途絶やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、一口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前のファンド取引日に決定された純資産価格および一口当り分配金を使用することを決定することができる。

純資産価格は、管理会社の授権された役員、代理人または代表者により認証され、明白な誤りがある場合を除き、かかる認証は最終的なものとする。

ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーは、日々の1口当たり純資産価格および(適用ある場合)宣言される日々の1口当たり分配金の額を決定するために、管理会社により任命されている。

日々の純資産価格および(適用ある場合)取引日に関して宣言された日々の分配金の額の情報は、各取引日のルクセンブルグ時間の午後6時前後に、管理会社および保管受託銀行の事務所において入手できるものとする。

異常事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

管理会社は、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者が策定した手続きに従い1口当たり純資産価格の計算を行うため、また、その他一般管理業務ならびに支払代行会社および登録・名義書換事務代行会社の業務を遂行するために、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(以下、「管理事務代行会社」という。)を任命している。

管理事務代行会社は、AIFMDに定める「外部評価者」ではない。トラストの資産の評価は、オルタナティブ投資ファンド運用者がこれを行う。この目的のために、オルタナティブ投資ファンド運用者は、公平に、十分な技能を用いて、相当の注意および配慮を払ってトラストの資産に対する評価が行われるように、評価方針および手続きを採用している。適用法に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者は、評価業務が機能的にポートフォリオ運用からの独立性を保つことを確実にし、報酬方針その他の方策は、利益相反の軽減を目指している。特殊な状況により容認される場合には、オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラスト資産の評価を行うための外部評価者を任命することもできる。この場合、かかる任命を反映し、任命された業者に関する情報を受益者に提供するために、目論見書の改訂が行われる。

(後 略)

(5) その他

<訂正前>

(前 略)

(ロ)トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。また、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、解散することができる。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(「メモリアル紙」という。)および適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを含むサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散される(監査報告により評価される)サブ・ファンドの資産を移転し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンド受益者に分配することができる。上記()の解散および移転は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。上記()の解散の場合、解散の効力発生日が受益者に対し郵便またはファクスにより通知される。上記()に記載のファンドの解散および移転の場合、当該サブ・ファンドのすべての受益者に対し解散1か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者はかかるファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(中 略)

(二)約款等の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。修正は、別段の定めのない限り、規制上の許認可、必要な届出および預託を条件として、保管受託銀行および管理会社の調印と同時に効力が発生する。随時修正された約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所において登記される。修正済約款がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の公告は、メモリアル紙に掲載される。投資顧問契約、保管契約、管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約ならびに代行協会員契約は、契約当事者の書面による合意がない限り変更することができない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(ロ)トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。また、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、解散することができる。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」(「メモリアル紙」という。)および適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ファンド証券の発行は、解散の決定時または解散原因たる事由の発生時に停止される。

解散の場合、オルタナティブ投資ファンド運用者は受益者の最善の利益となるようにトラストの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する全経費を控除した上で、受益者の間でその権利に比例して正味清算手取金を分配する。

ルクセンブルグ法に定められるとおり、払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託機関において保管される。トラストの清算につながる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効を条件として禁止される。受益証券の買戻しは、受益者の平等な取扱いが保証されるならば、引き続き可能である。

受益者またはその相続人もしくは受取人は、トラストまたはファンドの清算を請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを含むサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散される(監査報告により評価される)サブ・ファンドの資産を移転し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンド受益者に分配することができる。上記()の解散および移転は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。上記()の解散の場合、解散の効力発生日が受益者に対し郵便またはファクスにより通知される。上記()に記載のファンドの解散および移転の場合、当該サブ・ファンドのすべての受益者に対し解散1か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者はかかるファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(中 略)

(二)約款等の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。修正は、別段の定めのない限り、規制上の許認可、必要な届出および預託を条件として、保管受託銀行および管理会社の調印と同時に効力が発生する。随時修正された約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所において登記される。修正済約款がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の公告は、メモリアル紙に掲載される。オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約、ポートフォリオ運用契約、保管契約、管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約ならびに代行協会員契約は、契約当事者の書面による合意がない限り変更することができない。

(後 略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

< 訂正前 >

(前 略)

会社の機構

(中 略)

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、投資顧問として行為し、管理会社の取締役会の統括管理に基づき、米ドル・ファンドの資産の投資および再投資に関して投資一任業務を行うため、投資顧問会社を任命した。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

会社の機構

(中 略)

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役会は、トラストおよびそのファンドの管理に責任を有する。管理会社は、その全体的な責任、統制および監督を条件として、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッドを、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを、AIFMDの規定に従って目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に基づき提供するトラストのオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。

(後 略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、その目的達成のため、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法第16章に規定された制限の範囲内で、有用とみなされる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ファンドの投資運用業務をその投資顧問会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに委託しており、またトラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーに委託している。

（後 略）

<訂正後>

管理会社は、その目的達成のため、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法第16章に規定された制限の範囲内で、有用とみなされる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（ACD）リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを提供する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをポートフォリオ運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストに関する日々の特定のポートフォリオ運用業務をポートフォリオ運用者に委託している。

ポートフォリオ運用者はポートフォリオ運用者として行為し、オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督とAIFMDの規定に従い、ファンドの資産の投資および再投資に関する投資一任業務を行う。管理会社は、トラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーに委託している。

（後 略）

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2013年10月末日現在、521,762,535米ドル(約513億9,883万円)

事業の内容

投資顧問会社は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。投資顧問会社は、法人、基金、財団、中央銀行、政府機関、政府系ファンド、医療機関、金融機関、公的資金ならびに労働組合および産業年金を含む機関投資家を基盤とする様々な顧客にサービスを提供しており、世界中の様々な仲介機関および個人投資家にもサービスを提供している。

30年以上の資産運用経験により、投資顧問会社の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。投資顧問会社は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、東京を含む世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

投資顧問会社の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Limited)

(中 略)

事業の内容

上記(1) に同じ

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

(中 略)

(4) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

(中 略)

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(6) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

(中 略)

(8) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

(中 略)

(9) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(10) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

(後 略)

<訂正後>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッド(「オルタナティブ投資ファンド運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)

資本金の額

2014年4月現在、資本金および準備金の総額は15,123,000米ドル(約15億3,287万円)であり、その内訳は払込済み資本金13,404,000米ドル(約13億5,863万円)および損益準備金1,719,000米ドル(約1億7,424万円)である。

(注) 米ドルの円貨換算は、2014年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.36円)による。

事業の内容

オルタナティブ投資ファンド運用者は、英国およびウェールズ法に基づいて設立されている非公開有限責任会社である。2014年4月29日以後、AIFMDの規定に従ってルクセンブルグで設立されたAIFのオルタナティブ投資ファンド運用者として行為することを金融行為規制機構から承認されている。

(2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「ポートフォリオ運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2013年10月末日現在、521,762,535米ドル(約513億9,883万円)

事業の内容

ポートフォリオ運用者は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。ポートフォリオ運用者は、法人、基金、財団、中央銀行、政府機関、政府系ファンド、医療機関、金融機関、公的資金ならびに労働組合および産業年金を含む機関投資家を基盤とする様々な顧客にサービスを提供しており、世界中の様々な仲介機関および個人投資家にもサービスを提供している。

30年以上の資産運用経験により、ポートフォリオ運用者の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。ポートフォリオ運用者は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、東京を含む世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

ポートフォリオ運用者の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Limited)

(中 略)

事業の内容

主販売会社は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。主販売会社は、法人、基金、財団、中央銀行、政府機関、政府系ファンド、医療機関、金融機関、公的資金ならびに労働組合および産業年金を含む機関投資家を基盤とする様々な顧客にサービスを提供しており、世界中の様々な仲介機関および個人投資家にもサービスを提供している。

30年以上の資産運用経験により、主販売会社の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。主販売会社は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、東京を含む世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

主販売会社の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

(中 略)

(5) モルガン・スタンレー MUF G 証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

(中 略)

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

(中 略)

(9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

(中 略)

(10)東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(11)農林中央金庫(「日本における販売会社」)

(後 略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

管理会社との契約に基づき米ドル・ファンドに関する投資運用業務を行う。

(2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Limited)

管理会社との契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関する業務等、主販売会社としての業務を行う。

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

(中 略)

(4) モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

(中 略)

(5) 三菱 U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(6) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

(中 略)

(8) 株式会社三菱東京 U F J銀行(「日本における販売会社」)

(中 略)

(9) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

(中 略)

(10) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

(後 略)

<訂正後>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッド(「オルタナティブ投資ファンド運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に基づき提供する。

なお、オルタナティブ投資ファンド運用者は、2014年7月22日付で効力を発生するオルタナティブ投資ファンド運用サービス契約に基づき、管理会社により追加的に任命された。

(2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「ポートフォリオ運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

オルタナティブ投資ファンド運用者との契約に基づきファンドのポートフォリオ運用業務を行う。

- (3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)
(Morgan Stanley Investment Management Limited)
オルタナティブ投資ファンド運用者との契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関する業務等、主販売会社としての業務を行う。
- (4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)
(State Street Bank Luxembourg S.A.)
(中 略)
- (5) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)
(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)
(中 略)
- (6) 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)
(中 略)
- (7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)
(中 略)
- (8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)
(中 略)
- (9) 株式会社三菱東京 U F J 銀行(「日本における販売会社」)
(中 略)
- (10) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)
(中 略)
- (11) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)
(後 略)

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(日本における代行協会員および日本における販売会社)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(投資顧問会社)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(主販売会社)の主要株主は、モルガン・スタンレーである。

<訂正後>

管理会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(日本における代行協会員および日本における販売会社)、モルタン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッド (オルタナティブ投資ファンド運用者)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(ポートフォリオ運用者)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(主販売会社)の主要株主は、モルガン・スタンレーである。

[次へ](#)

第5 その他

<訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載。

(中 略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年5月30日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(中 略)

(2) 目論見書のファンドの目的・特色に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、2 投資方針」の主要内容を要約した以下のファンドの特色を記載することがある。

ファンドの特色

- ・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。
- ・ 米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書(CD)等の短期金融商品(満期まで397日以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
- ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常60日以下とし、加重平均残存年限は120日を超えません。
- ・ 投資信託に対する投資を行う場合には、短期マネー・マーケット・ファンドに限定します。
- ・ ファンド資産の50%超は、金融商品取引法に定める有価証券(ただし、同法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に投資されます。
- ・ ファンドは、欧州証券規制当局委員会(CESR)のガイドラインの定めにより短期マネー・マーケット・ファンドとみなされます。
- ・ 毎日分配を行い、毎月最終取引日に再投資します。
- ・ 運用は、「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」が行います。

(3) 目論見書の分配方針に以下の項目について記載することがある。

「前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載。

(4) 目論見書の投資リスクに以下の項目について記載することがある。

「ファンド証券1口当たりの純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響をうけて下落または上昇しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。これら運用による損益はすべて受益者（投資者）の皆様へ帰属します。」との趣旨を示す記載。

その他の留意点として「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載。

(5) 目論見書の運用実績に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

(6) 目論見書の運用実績に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、5 運用状況」の情報の一部をグラフ等を用いて記載することがある。

(7) 目論見書の手続・手数料等に以下の項目について記載することがある。

(後 略)

<訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドである米ドル・ファンド(以下「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされており。」との記載。

(中 略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年5月30日および同年7月22日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(中 略)

(2) 目論見書のファンドの目的・特色に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、2 投資方針」の主要内容を要約した以下のファンドの特色を記載することがある。

ファンドの特色

- ・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。
- ・ 米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証券(CD)等の短期金融商品(満期まで397日以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
- ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常60日以下とし、加重平均残存年限は120日を超えません。
- ・ 投資信託に対する投資を行う場合には、短期マネー・マーケット・ファンドに限定します。
- ・ ファンド資産の50%超は、金融商品取引法に定める有価証券(ただし、同法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に投資されます。
- ・ ファンドは、欧州証券規制当局委員会(CESR)のガイドラインの定めにより短期マネー・マーケット・ファンドとみなされます。
- ・ 毎日分配を行い、毎月最終取引日に再投資します。

(3) 目論見書の分配方針に以下の項目について記載することがある。

「前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載。

(4) 目論見書の運用実績に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

(5) 目論見書の運用実績に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、5 運用状況」の情報の一部をグラフ等を用いて記載することがある。

(6) 目論見書の手続・手数料等に以下の項目について記載することがある。

(後 略)

[前へ](#)